政令第八十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の施行に伴い、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の四第一項第一号及び第二号、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第七号）第十二条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

附則第十条中「附則第十二条第二項」を「附則第十三条第二項」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十条　平成二十四年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十七条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十三条を削る。

附則第十二条第二項中「並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同条に次の一項を加える。

3　平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

附則第十二条を附則第十三条とする。

附則第十一条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「附則第十六条」を「附則第十八条」に改め、同条を附則第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十一条　平成二十五年度及び平成二十六年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十八条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十六条の見出し中「以後」を削り、同条中「以後の各年度」及び「、当分の間」を削り、「場合における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の」を加え、「特例交付金法」を「旧特例交付金法」に、「第二条に規定する」を「第二条第二項に規定する」に改め、「」とあるのは「」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第八十六号）第二条の規定による改正前の」を加える。

附則第十八条を附則第二十条とし、附則第十七条を附則第十九条とし、附則第十六条の次に次の二条を加える。

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十七条　平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

（平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十八条　平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第七号）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年度以後の各年度」を「平成二十三年度」に改め、「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、「、当分の間」を削り、「減収補てん特例交付金」を「減収補塡特例交付金」に、「第九条第一項」を「第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項」に、「第九条第二項」を「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。